

中世真宗教と『広疑瑞決集』

佐々木 瑞雲

存覚の現世利益思想は、主として『持名鈔』『破邪顯正鈔』に明示されている。そこでは『金光明經』『寿量品』・七難消滅の文を解釈し、また『観念法門』引用の經典名を列挙するなど、基本的に親鸞の「現世利益和讃」の構成を踏襲しつつも、その内容は、所謂「世俗」的意味合いの強い現世利益思想を強調しており、先行研究において、親鸞の根本姿勢との相違が指摘されている。

本稿は、こうした存覚の思想的根源について、特に『広疑瑞決集』との関係に着目し、中世真宗教における現世利益思想の展開に、一視点を提示するものである。

『広疑瑞決集』（以下『瑞決集』と記す）は、法然門下の隆寛・信空の弟子である信瑞が、建長八年（1256）に撰述したものである。その内容は、信濃の諏訪氏上原馬允敦広の示した二十五の疑義に対して、信瑞が答釈するというもので、特に第三卷「第二十四疑」に見られる神祇思想は、中世浄土教の展開史上、重要視され、常々『諸神本懷集』（以下『本懷集』と

記す）との思想関係が注目されていた。

ここではまず、『本懷集』と『瑞決集』との関係について、諸論の概略を記しておく。

存覚は、元亨四年（1324）、覚如に義絶された二年後、仏光寺了源の所望に応じて『本懷集』『持名鈔』『破邪顯正鈔』等、計六本を撰述している。この中『本懷集』の撰述については、奥書に「日来流布之本」を「底本」とし、それに存覚が添削を加え成立した旨が記されている。^② この「底本」を巡る論議において着目されたのが、『瑞決集』の類似文の存在である。^③

ここでは『本懷集』の「底本」を巡る論議は、煩瑣になるため省略するが、その類似文は、神祇思想について述べる『瑞決集』第三卷に集中して見られる。『瑞決集』の構成順に主な箇所を列挙すると、①諸神の本地を説す文、②諸神の教導に授受門・折伏門の二種を挙げる文、③その条下の新羅明神の説話、④加茂・聖真子の二社の念仏愛染の説話、⑤良忍の融通念仏名帳の説話、である。

従来こうした類似文の關係については、二説が考えられていた。⁽⁵⁾

A Ⅱ『本懷集』の「底本」が既に『瑞決集』の影響を受けた書であつた。

B Ⅱ存覚が『本懷集』の「底本」を添削するに当たり『瑞決集』を参照した。

つまり『瑞決集』自体は、『本懷集』の「底本」には該当しないと考えられつつも、所謂「文言似令相違、義理非無不審」⁽⁶⁾によりて添削を必要とした「底本」系の一本であるか、添削に際して存覚の「指南書」的役割を果たした一本であると捉えるかの相違によるものであつた。

こうした両説を併記せねばならない理由は、一に、存覚自身が『本懷集』に『瑞決集』との關係を全く示唆していないこと、二に、この問題自体が『本懷集』の「底本」を巡る限定的な論議から生じたものであり、近年、特に有力視されている『神本地之事』Ⅱ「底本」説が、全面的に承認を受けなければ、『瑞決集』の關係もまた確定することはできない、という難点が存在したということによる。

よつて一旦こうした論議から離れ、存覚の他の著述中に、『瑞決集』との類似箇所が存在の有無を確認することが、この問題解明の鍵を握るものと思考する。

そこで、上記の視点に基づき存覚の著述を検索すると、『持

名鈔』の現世利益の問答中に、『瑞決集』に類似する文が明確に見られる。即ち、存覚は、念仏者における諸神・諸仏の護持・護念についての問答を設け、「信心守護」及び「今生における所願の成就」という二点を解説し、その中、後者の具体的例証として以下の文を挙げる。⁽⁸⁾

(1)『観念法門』引用の經典名の列挙（『観仏三昧經』『十往生經』『淨土三昧經』『般舟三昧經』）。

(2)『金光明經』『壽量品』。

(3)『諸觀音經』による「五種の疫神」の文。

(4)善光寺如來の靈驗。

(5)伝教大師の七難消滅の文。

そしてこの問答を結んで「まめやかに淨土をもとめ往生をねかはんひとは、この念仏をもて現世のいのりとはおもふへからず。たたひとすちに分離生死のために念仏を行すれば、はからざるに今生の祈禱ともなるなり」と述べ、この後に有名な『葉幹喻經』（『蘇婆呼童子請問經』）の譬えを引いている。

こうした内容は『持名鈔』の直後に成立した『破邪顯正鈔』にも、その要約が受け継がれ、存覚の一貫性が窺われる。

これに対して『瑞決集』では、現世利益の例証として、まず王日休の『龍舒淨土文』、『日本往生伝』、『後拾遺往生伝』の各文を挙げ、それに続いて、嘉祿二年（1226）の秋、左衛門慰惟宗忠義の「不審十四箇条」に対する信空の答釈「第九

の段」(以下、「信空の文」と記す)を引いている。⁽¹⁰⁾この中、『持名鈔』と非常に類似する文は「信空の文」である。ここでは「念仏の利益は往生の一事にかぎりて、この世より後世に至り候歟。又兼余事候歟」という問いに答えて、「弥陀にも現世の利益あり。浄土三部經にこそ、只後世の利益ばかりを説たれ、他經にはしからず」とし、その例証として、以下の文を挙げる。

(1)『金光明經』『寿量品』。

(2)伝教大師の七難消滅の文。

(3)『請觀音經』による「五種の疫神」の文。

(4)善光寺如来の靈驗。

(5)『觀念法門』の引文(『觀仏三昧經』『十往生經』『阿弥陀經』『般舟三昧經』の各文)。

ここでは「持名鈔」との構成の相違はあるが、文章内容は酷似している。更に『瑞決集』では「信空の文」を引いた後、この問答を結んで「実としく後世を願はん人は、聊かも現世には向べからず。只単に往生の為に念仏せば、はからざるに現世の祈りともなるべきなり」と、先の『持名鈔』の結文と同意である。

しかもこれらの類似文は、『瑞決集』の構成上、先に記した③新羅明神の説話と、④加茂・聖真子の二社の念仏愛染の説話の間に引用されており、従って『瑞決集』の一連の箇所

から、存覚の複数の著述中に類似文が検出できるということになる。以上の諸点を踏まえると、『本懷集』と『瑞決集』の関係は、Bの説、つまり存覚が「底本」を添削する際に『瑞決集』を「参照」したことを立証でき⁽¹¹⁾、従って『持名鈔』の現世利益の問答も『瑞決集』を「参照」したものと考えられる。

こうした『瑞決集』を「参照」したという事実は、存覚の教学姿勢からも理解することが可能である。即ち、存覚は著述中、至るところに「親鸞の一流」を「浄土宗」と示している⁽¹²⁾。よって当然その基本姿勢に基づく教学を展開し、また実際に、「浄土宗」との交渉も盛んであったことが、明確になっているが、こうした覚如とは相違する、所謂「本願寺」を中心とした枠組みにとらわれない、より広範な視点に基づく教学展開を、具体的に裏付ける実例として、『瑞決集』の「参照」という撰述特徴を挙げることができるであろう。

更にこの「信空の文」が述べられた、嘉禄二年(1226)という年記の持つ意義に注目してみたい。所謂「不審十四箇条」に対する信空の答釈そのものは現存しないが、信瑞の『名義進行集』には、他の段(第一・四・十段)が引用されており、そこにもこの年を「嘉禄二年」と記している。よって存覚が「参照」した現世利益の問答自体は、厳密には『瑞決集』引用の「信空の文」という存在を通して、少なくとも嘉禄二年

にまで遡るものであったということになる。この年は、現在の通説である親鸞の「和讃」の撰述年時、即ち「国宝本」撰述の宝治二年（1243）に先立つものであり、よって「現世利益和讃」に見られる『金光明經』『寿量品』、『七難消滅の文』という順序、続いて諸神・諸仏の護持・護念を述べる内容が、所謂「選択集」「護念章」との関連より考えられるとすると、年代的に、親鸞にも先行するものということになる。法然の著述上には、こうした構成に基づく現世利益の表明は存在しないことから、「信空の文」と「現世利益和讃」の構成の類似は無視できないものであり、この点、少なくとも存覚の主張が、「信空の文」を受容しているという事実は、真宗における現世利益思想の展開史上、注目すべきであろう。

以上、「瑞決集」とは、存覚の教学に、一種の「指南書」的役割を果たしたものであったと考えられる。この点から、現世利益思想については、存覚の主張が、親鸞の思想と相違すると見られるのは、結果的に、親鸞在世時より、「浄土宗」内において存在した既成の概念を継承することにより、広義の「教団」的範疇から、他宗に対しての応答を試みた、在覚の教学における基本姿勢から生じたものであると思考する。

- 1 拙稿「真宗現益論の展開について」（『印度学仏教学研究』56）
- 2 『本懐集』奥書（『真宗法要』所収）参照。

- 3 浅井了宗「浄土教に於ける神仏交渉發達論」（『宗学院論集』36）参照。
- 4 両書の類似文の該当頁数は、『瑞決集』（『国文東方仏教叢書』法語部上所収）①28頁4行～②1頁4行～③1頁10行～④2頁9行～⑤23頁9行～、『本懐集』（『真宗史料集成』一卷所収）①707頁下1行～②703頁下14行～③705頁上7行～④706頁下9行～⑤709頁下16行～である。
- 5 宮崎円遵「諸神本懐集の底本の問題」（『真宗書誌学の研究』所収）。

- 6 『本懐集』奥書（『前掲書』所収）。
- 7 北西弘「諸神本懐集の成立」（『宮崎博士還暦記念 真宗史の研究』所収）。

- 8 『真宗聖教全書』三卷101～103頁。

- 9 『右同』三卷165頁。

- 10 『国文東方仏教叢書』法語部上74～81頁。

- 11 『尊号得益鈔』本願寺蔵（常楽寺旧蔵）応永五年伎証書写本（『真宗史料集成』五卷所収）は、所謂「信空の文」中「觀念法門」の引文から「良忍の融通念仏名帳の説話」までが、一本となったものであり、現存する『瑞決集』の該当箇所と仮名遣いの相違を除き全く同文である。これはおそらく存覚没後に、彼の手控えてあった『瑞決集』の断簡をまとめたものかと考えられる。

- 12 一例として、『六要鈔』に、「教巻」の「謹按浄土真宗」を解釈して、「真宗者即浄土宗也」と述べる点が挙げられる。

（キーワード）『広疑瑞決集』、存覚、現世利益

（浄土真宗教学研究所研究員）